

改正案

現行

<p>11 (略)</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>11 (略)</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入) 第六十一条の二 (略)</p> <p>2 9 (略)</p> <p>10 内国法人が、証券取引法第百五十六条の二十四第一項（免許の申請）に規定する信用取引又は発行日取引（有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて財務省令で定める取引をいう。）の方法により、株式の売付け又は買付けをし、その後その株式と銘柄を同じくする株式の買付け又は売付けをして決済をした場合における第一項の規定の適用については、同項に規定する譲渡利益額は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額とし、同項に規定する譲渡損失額は同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額とし、同項に規定する譲渡に係る契約をした日はその決済に係る買付け又は売付けの契約をした日とする。</p>	<p>(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入) 第六十一条の二 (略)</p> <p>2 9 (略)</p> <p>10 内国法人が、証券取引法第百五十六条の三第一項（免許の申請）に規定する信用取引又は発行日取引（有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて財務省令で定める取引をいう。）の方法により、株式の売付け又は買付けをし、その後その株式と銘柄を同じくする株式の買付け又は売付けをして決済をした場合における第一項の規定の適用については、同項に規定する譲渡利益額は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額とし、同項に規定する譲渡損失額は同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額とし、同項に規定する譲渡に係る契約をした日はその決済に係る買付け又は売付けの契約をした日とする。</p>